

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和5年第1回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番上原勝彦議員、3番西銘多紀子議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日の1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 神谷信夫君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査に関する報告及び同法第199条第9項の規定により定期監査の報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

諸般の報告を行います。まず1. 理事会について。令和5年2月15日(水曜日)、南部水道企業団大会議室にて理事会を開催しました。各付議事項については、次のとおりとなっております。

報告事項といたしまして、沖縄県水道事業広域連携検討会の報告。沖縄連携によるサモア水道公

社維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2についてでございます。

付議事項につきましては、3月議会定例会への提出議案になっております。

続きまして、2ページをお願いします。報告事項（1）沖縄県水道事業広域連携検討会取り組み状況の報告。

～沖縄県水道広域化推進プラン（素案）作成に向けた意見と課題～

令和元年度からはじまった、沖縄県水道広域化推進プラン策定（素案）に向けた取り組みとして、去る2月9日（木）に県内33水道事業体が参加しWEBでの検討会議が開かれました。

現在、沖縄本島周辺離島8村への水道用水供給拡大（ステップ1）が実施されており、令和7年度には完了する見込みとなっております。

その後、ステップ2からステップ3、ステップ4へ移行する計画で、沖縄全島水道事業の統一まで広域連携の検討を行うこととなっておりますが、沖縄県水道広域化推進プラン（素案）ステップ2以降の進め方について各事業体から異議が生じた為、令和5年度の検討会で引き続き議論継続となりました。

プランの素案は、図のとおりでございます。

続きまして、3ページをお願いします。（2）沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2

令和5年2月14日から15日まで、企業団においてJICA沖縄が行うサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト研修の受入れがありました。研修では互いの水道事業の理解を深めたのち、企業団が行っている漏水調査計画と水道施設の維持管理をする為に必要な漏水探知機器等の説明を行い、実際に現場において漏水探知機及び鉄管探知機の操作実習を行っております。写真も添付してございます。以上が諸般の報告です。

○議長 神谷信夫君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4．一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第4．一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。照屋仁士議員の発言を許します。

○4番 照屋仁士君

おはようございます。それでは、通告に沿って進めます。一問一答でやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

前回の議会終了後に南部水道企業団の各施設を見学させていただきました。大変有意義な時間であったというふうに感じています。私自身、初めて触れる水道行政について、今後より理解を深め、

両町民にとって有意義な提言を行えるよう努めていきたいと思いをします。

さて、そのためにも振り返りや構成両町議員への情報共有が重要との観点から1点目の質問をします。

大きい1. 議事録の早期開示を。(1) 議会終了からホームページへの議事録アップをもっと早急にできないか、よろしくをお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。これまでは、議会会議録製本時にまとめて1年分の議事録を、企業団ホームページにアップして参りましたが、今後は早急に公表できるよう努力してまいります。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

前向きな答弁というふうを受け取れます。これまでまとめて発注されていたということなんですけれども、今回から早急に取り組むということで分割した業務になるのかなというふうに思いますが、その過程で予算等はどうか、その辺りを教えていただきたいと思いをします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。予算等は変わらずかからないということでありです。以上です。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。そのような取り組みでできるというのは非常に有難いなと思いをします。この質問もホームページへの記載自体も2021年(令和3年)第4回定例会で、当時、浦崎みゆき議員の一般質問にありました。

それからみると、それで実現してホームページに掲載されていったのかなというふうに読み取れますけれども、具体的には、ぜひとも情報共有をしていく、そして両町民にも示していくという観点からもう一歩進めて、私たちの振り返りも含めて、ぜひ次回定例会前の記載について取り組んでほしいというふうに思いをしますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。前向きに今後は早急に公表できるように努力してまいりたいと思いをします。以上です。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

ぜひ、取り組みを進めていただければと思いをします。

大きい2問にいきます。南部水道企業団に対する信用を取り戻せであります。私は2017年に

この給与問題が発覚して以降、町民の方々や関係者から、様々な指摘や意見を伺ってきました。

しかしながらこの問題を掘り下げようとするほど、公営企業という性質や、両町からの派遣という議会上のルールかのようなもので、また理事である首長さえも管理が及ばないのではないかというように状況に非常に歯痒く感じてまいりました。

一方で南部水道企業団のこれまでの歴史、そしてこれまで恩恵を享受させて頂いてきた水源はじめ両町の信頼関係にはあらためて敬意を表するものであります。

だからこそ、町民から向けられている声に真摯に答えて、さらに信用を回復してほしい、そういった観点から質問します。

(1) 2017年報道では、城間前南風原町長の親族はじめ、元企業長の身内4人ほどが縁故採用かのような報道がなされました。それについて見解をお伺いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。これまでは、理事の推薦を受けて採用していたようですが、これからは職員採用をする場合におきましては、関係町と同じように候補者を募集し、試験を実施して採用していきたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。ぜひ、そうしていただきたいと思うんですけども、採用についての条例や規則等、そういったところではどういう定めになっているのでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。原則、試験による採用でございます。選考採用を決定する際の判断基準及び選考採用の方法等に関する要領第1項第4号の「その他企業長が必要と認め、あらかじめ理事の承認を得た場合」を適用し、これまでは採用してきたようです。以上です。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。直近の採用の状況、その辺りはいまどうなっていますか、教えていただければと思います。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。直近では、平成23年度に2名の選考採用がございました。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、直近が23年ということであれば、2017年報道等があったその年、それ以降、こ

の報道にあった首長、企業長の親族などの採用についてはないというふうな理解でよろしいですか。2017年以降です。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。首長、企業長の親族関係の採用があったというふうに聞いております。以上です。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（10時13分）

再開（10時13分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

補足します。これまでは、首長、企業長の親族関係の採用があったようですが、2017年の報道以降はございません。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。次にいきたいと思います。（2）2016（平成28）年度末に発覚した給与問題でございますけれども、アドバイザー会議、当時、平成29年度の会議の提言書から見ると、まず、aとして高すぎる企業長の給与について。b、必要のない参事職について。c、3名の飛び級について。d、辞令なしの昇給について。e、特定地域出身職員への給与優遇等については、両町議会に対してほとんど説明もなく、このアドバイザー会議の調査結果を見ても確認できないとか、意図的とは言えないという玉虫色のような結果しかありません。それについて見解を伺います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。a、bについては、アドバイザー会議の提言を受け、改正、廃止されており、企業長の給与は高かった、参事職については必要なかったものと解釈しております。

c、dにつきましては、あってはならないものと考えており、両町との情報共有を意識し、法令遵守の徹底に努めてまいります。

eにつきましては、アドバイザー会議において、特定地域出身職員への優遇は無かったと判断されており、そのように解釈しております。

アドバイザー会議から受けました提言書は、両町議会へは企業団として説明はしておりません。当時のアドバイザー会議委員長より、企業団派遣議員及び監査委員へ説明しており、両町議会への説明は、派遣議員の判断に委ねております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

個別の見解については今日はいませんが、後日考えたいと思います。そもそもこのアドバイザー会議に提言を要請しているわけですが、その背景はどういった背景なのでしょう。これは報道を受けてということなのか、それとも常設でアドバイザー会議というのはされているんですか。その辺りをちょっと教えていただけますか。

○議長 神谷信夫君 次長。

○次長 玉城秀樹君

お答えします。平成29年1月17日付けで、当時の企業長は、重要とされる案件、現在の案件なんですけど、1. 特別職、企業長の給与について。2. 参事職について。3. 職員の給与について企業団を構成する南風原町及び八重瀬町の意見を広く反映させるために検討を行う必要があるので、アドバイザー会議委員長へ会議の設置、招集を要請しております。それが発端です。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（10時16分）

再開（10時17分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 次長。

○次長 玉城秀樹君

いま議員がおっしゃるように報道を受けてではなくて、我々の方でそういう問題が発生してまいりましたので、それを企業団内では解決するのが到底厳しいということで、両町にお願いしたところ、そういうふうな背景になっております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

内部でのそういった機能が働いたというふうに理解をしたいと思います。報道とのずれは日付でわかりますけれども、改めて答弁として確認したかったものですから、そういう趣旨であります。

そのアドバイザー会議ですけれども、そのメンバー、会議の日時、回数等、内容についても少し補足で説明いただきたいですが、よろしいですか。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。メンバーにつきましては、関係町の副町長及び総務課長、並びに企業団の次長及び私総務課長で組織しておりました。

当時の企業長の要請を受けて、第1回の会議が平成29年1月26日に行い、先ほど企業長が述べられましたように、企業長の給与と参事職については、すぐに会議の方でまとめられました。

し、職員の給与については、当時の決裁者への聞き取り調査、又は聞き取り調査の結果のとりまとめ、過払金及び不足金の取り扱いなど、第6回の平成29年6月13日の会議に至るまで引き続き審議を重ねてまいりました。以上です。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

6回にわたって会議を行い、慎重審議をしたというふうに理解をしたいと思います。(3)に進みます。2017(平成29)年6月にアドバイザー会議の追加提言というのが出ております。その中では、a、間違った解釈の給与訂正、b、法令に無い特別昇給、c、過払い金、不足金の発生とことこの記載があります。その後、私の理解では、この不足金、過払い金ですけど、全額が示されず、修正だけがなされたというふうに理解していますけれども、また併せてその間、組合を分断するかなような不誠実な対応があったというふうに、それについて私は問題視をしています。見解を教えてくださいたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。a、bにつきましては、アドバイザー会議の提言のとおり、不相当と解釈しております。

cにつきましては、平成30年12月定例会において、当時の企業長から概算ではありますが、過払金及び未払金の数字は示されております。

また、職員や労働組合との合意に至るまでの間で、組合を分断するような不誠実な対応はなかったと聞いております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。これは私もどこでどのように答弁されたとか、明らかにされたというのは、派遣議員ではありませんでしたので、なかなか理解は追いついてないというところですけども、これは見解の違いですので、内容についてももう少し調べておきたいと思いますが、具体的には先の2017年3月31日付けの提言書、最初のアドバイザー会議からの提言書、並びにその後、6月13日付けの追加提言について、項目は先ほどa、b、cで読み上げましたけれども、これについてすべて解決済みという見解でよろしいですか。お願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

アドバイザー会議からの提言を受けまして、予算案を議会へ上程いたしまして、議決をいただいております。そういうところがございますので、解決済みであると解釈しております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。個別の内容については、今日答弁をいただいてから中身についてまた私は精査をしながら、今後、提言、そういったものを確認させていただきたいと思います。

次にいきます。(4)2017(平成29)年～2018(平成30)年にかけて、企業長の勤務状況を巡る告発について、どう処理をなされたか。当時の企業長の勤務実態は適切だったと言えるのか、これについてお伺いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。両理事から注意を受けていたと聞いております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。理事から注意を受けたと、私も南風原町の議会でも直接理事である町長にも確認をさせていただきましたが、具体的に理事会自体は、そのような状況についてどうやって確認をしたのか。注意といってもいろんな形があります。理事会の中で行ったとか、個別で行ったとか、個人的に行ったとか、いろいろありますけれども、この理事会としてどのように対応したのかというのをわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

理事会において注意をしたというふうに聞いております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

私も直接、南風原町議会で事務については、構成町で聞くことはできませんので、本質的な問題というのは、南部水道企業団の管理者である企業長を誰が管理するのかと、逆に企業長というのは、公営企業であっても、議会の管理、首長の管理、そういう管理下にあると私は理解しているんですけども、それが果たされているのか。これからも果たしていけるのかというところが確認をしたいわけです。

そういった意味では、管理者である企業長自身は、今後どのように管理されていくのか。それについて見解を伺いたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

企業長自体が管理する立場ですので、企業団で企業長を管理するものはないというふうに理解をしております。

ただ、理事においては、企業長に対する懲戒の権限はございます。そういうところが働くものだと考えております。

また、勤怠等につきましては、現在におきましては、企業団のスケジュール表に企業長の休みと

か、そういう日程は記入してございますので、勤怠等の状況は把握できるようになっております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。わかりやすく言うと、実態として企業長であったとしても、しっかりと両町の首長である理事、そして予算とか、諸々を決定する議会、その管理下にあるという理解でよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

先ほども述べましたけれども、企業長の勤務実態と言いますか、また能力において、それがこの職務を遂行するのに欠けるというふうに理事が判断いたしましたら、それは懲戒、あるいは免職の権限がございますので、そういうもので働くものと考えております。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（10時26分）

再開（10時27分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

前回、この件に関しましても事実として両理事からの注意を受け、企業長は辞任するという状況に至ったわけですので、実態として法律の機能と言いますか、それはちゃんと働いているものとして考えております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。答えにくい部分もあったかもしれませんが、説明責任の一端ですので、今後もやらせていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長 神谷信夫君

これで一般質問は終わります。

日程第5．議案第1号

令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）

○議長 神谷信夫君

日程第5．議案第1号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）を議題いたします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第1号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年2月28日提出、南部水道企業団 企業長 金城政光

1ページの方をお願いします。議案第1号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）。

（総則）第1条 令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）第2条 令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入及び支出、収入の方、第1款第2項営業外収益61万8,000円の補正でございます。それによりまして、2項の営業外収益は1億2,712万2,000円となります。それによりまして、1款の水道事業収益は17億8,347万6,000円となります。

続きまして、支出の方、1款1項営業費用1,500万円の減額でございます。それによりまして、1項の営業費用は16億821万9,000円となります。

続きまして、1款2項営業外費用、こちらの方は1,500万円の増額でございます。それによりまして、営業外費用は3,432万4,000円となります。

それで1款の水道事業費用につきましては、増減同額ですので変わりはありません。

続きまして、資本的支出の補正、表の方から説明いたします。資本的支出、1款1項建設改良費2,000万円の減額でございます。それによりまして、建設改良費は2億5,437万2,000円となります。それで1款資本的支出は、3億5,255万4,000円となります。

続きまして、上の表の説明をいたします。これは資本的支出が資本的収入を上回りますので、その補填の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,741万1,000円を2億6,741万1,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を5,294万7,000円でしたけれども、これを5,112万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,628万3,000円を1億1,810万1,000円に改めて補填するという内容でございます。

続きまして、2ページをお願いします。債務負担行為の補正、第4条、既定の債務負担行為を次のとおり補正する。変更、給水装置工事検査委託業務、限度額を1,492万円から1,625万8,000円に補正でございます。

続きまして、重要な資産の取得の補正、第5条、予算第8条に定めた重要な資産の取得を次のとおり補正する。

追加、取得する資産、構築物、送水管一式でございます。廃止、取得する資産、建物附属設備、空調設備一式でございます。

令和5年2月28日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

詳しくは次長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 次長。

○次長 玉城秀樹君

4ページをお開き下さい。私から補正予算実施計画をご説明する前に、補正予算（第4号）の概要をご説明いたします。

収益的収入及び支出（第3条予算）でございますが、その収入では、当初予算で予定していました消費税還付金が消費税納付となったことから減額補正としています。

また、児童手当補助金としまして構成団体の南風原町及び八重瀬町から収入する額を増額補正としています。

支出では、当初予算にて新水道ビジョン策定業務費を計上しておりましたが、令和5年度に1年をかけて可能な限り自前で策定することにしましたので、減額補正としています。

また、支払うべき消費税額が算出されましたので、増額補正としています。

資本的支出（第4条予算）の支出では、当初予算にて庁舎空調設備一式入れ替えを予定していましたが、更新時期を見直したことにより減額補正としています。

それでは、令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画についてご説明いたします。

収益的収入及び支出（第3条予算）、収入において1款2項3目消費税還付金217万8,000円の減は、備考にて消費税還付金217万8,000円減額補正とありますのは、当初予算においては、水道料金等収入からの仮受消費税額より建設改良工事等の費用から発生する仮払消費税額の方が多く見積もられていたため、消費税還付金を計上していましたが、令和4年度の国庫補助事業及び単独事業の建設改良工事費1億4,929万3,000円を令和5年度に繰り越すことが要因となり、仮払消費税額の減額により、消費税額は還付から一転して納付となったため、費目存置の1,000円を残し減額補正としました。

5目他会計補助金279万6,000円の増は、備考にて児童手当補助金を構成団体の南風原町から158万5,000円、八重瀬町から121万1,000円を収入することにつきましては、総務省の繰出基準に基づき、人口比による補助金繰出しの割合、令和3年度国税調査の人口比から南風原町56.7%、八重瀬町は43.3%を他会計補助金として増額補正としております。

次に支出において1款1項4目総係費1,500万円の減は、備考にて水道事業ビジョン作成業務1,500万円減額補正とありますのは、当初予算にて新水道ビジョン策定業務費を計上し、職員による作成部会において先進事業体の各種資料収集、統計データの整備を進めてきたところでありますが、令和4年度新水道ビジョン基本体系図の構築とし、令和5年度に1年をかけて可能な限り自前で策定することにしましたので、令和4年度予算を減額補正とするものです。

なお、令和5年度当初予算においてもその方針により委託料は計上していません。

また、2項2目消費税1,500万円の増は、備考にて消費税1,500万円を先の消費税還付金の説明の

とおり増額補正とし、納付を予定しております。

次の5ページでは、資本的支出（第4条予算）についてご説明いたします。支出において、1款1項3目営業設備費2,000万円の減は、備考にて機械及び装置、庁舎空調機器一式2,000万円を減額するとありますのは、令和4年度中に庁舎空調設備の全面更新を予定していましたが、電気設備等の価格高騰と機器の納品時期が見通せないなどの理由により現有機器を延命化し、更新時期の繰り延べ、電気、ガス機器のコスト比較、省エネへの具体的取り組み策の構築等を図る方針に変更したため、減額補正いたします。

次の6ページの令和4年度予定損益計算書（比較表）の一番下、下段、当年度純利益においては、補正予算第3号から1,643万3,000円増収の1億425万4,000円を見込んでいます。

7ページの令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書（比較表）の下段、資金期末残高において補正予算第3号から3,779万6,000円増額の15億5,662万3,348円を見込んでいます。

8ページ及び9ページは、令和4年度予定貸借対照表（比較表）となっております。

そして10ページは、債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、お目通し下さい。以上が令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）となっております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それではいくつか伺います。まず、4ページの支出で水道事業ビジョン策定業務ですけれども、自前でやると響きは非常に有難いんですけども、ちょっと大丈夫かなと、業務として1,500万円という膨大な業務になりますので、その辺りの少し見通しがあれば、お伺いしたいと思います。

次に5ページです。この5ページの空調機器ですけれども、相手の都合というか、現状、最近の状況からやむを得ない措置だというふうに理解はしますけれども、今後のことも含めて、業務に支障がないようにぜひとも進めていただきたいというふうに思いますので、その見解について少しお伺いしたいと思います。

最後に10ページのところの債務負担行為ですけれども、この表で読み取ると、上から2点は、これまで2年だったのがそれぞれ3年に延びると。それ以降は年度の表記が令和3年度までという表記になっているんですけども、これについても単年度だったものが3年から2年と、そういうふうに延びるというふうに読み取っていいのか、この表の読み取り方を教えていただきたいのと、また、そうだった場合に、金額的なものとか、業務的な効率化が図られるものだというふうに理解はしますけれども、それについての見解、また、それとあと逆な考え方では、下からの3点、浄水場、給水装置、検針業務というのは、ちょっと具体的な業務はわかりませんが、見る限りでは毎年やるような日常的な業務ではないかなというふうに思うんですけども、こういったものを

複数年化して、効率化は図られるかもしれないけれども、業務としては予算上見えにくくなるような状況にならないかが心配なんです。その辺りちょっとまとめて見解を教えてくださいと思います。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方からまず1点目の新水道ビジョン策定についてご説明します。新水道ビジョンについては、県内の事業体の中でも何箇所か既に100ページに及ぶビジョンを作っています。我々これを入手して、作業部会は若い職員で企業団の全課、4課を経験した職員5人で作業部会を作りまして、これまでのデータをまとめて、前回のビジョンを見直して、他の事業体の将来計画と、こちらの将来計画が一致するか、そういうのを照合したり、これ取り入れるべきなのか、そうでないのかという作業を進めてもらっています。

作業部会の上には、我々管理職員が検討委員会ということで、それをまたまとまった段階で我々の方もそこを検証するような組織立てになっています。

作業を進める中で、まず将来計画ですので、水需要予測をしないといけないというのがあるんですけども、うちの場合、平成30年に厚生労働省の変更認可を取って、令和7年度を目標年度とする人口7万5,400人まで増えるという計画ができています。

他の事業体は、水需要予測から作り始めたはずですけども、我々は平成30年に厚労省に出した水需要予測と、それと令和2年に事業の再評価ということで、これは国庫補助事業の便益が出るかどうかという計画ですけども、これも再評価書を作って、厚労省の確認を得て採択が決まるんですけども、この二つの水需要予測があります。

ちょっと話は長くなりますけれども、その間、八重瀬町と南風原町においても人口ビジョンが作られていて、そのビジョンも我々の水需要予測の中に取り入れて、前回の再評価の時点では、南風原町の人口ビジョンを上方修正して、八重瀬町の水道人口ビジョンを下方修正して、差し引きそんなに我々の持っているのと変わらないんですけども、その都度、人口予測のデータを出しています。

これを使って将来的な人口予測をして、水の予測をするということから進めると、他の事業体で1,500万円とか、2,000万円かかった作業がその分、省けるというのもわかりましたし、実際、例えば維持管理の面で、施設の建設の面で、あるいは料金の徴収の面で、あとは組織的な総務課の面でどういうことが課題になっているか、どうやるかというのも他の事業体と共通する部分がありましたので、そこの見えた段階でそれぞれの施策を構築するという手順というか、形が見えてきていますので、何とか作業部会でも自分たちでもやれそうだと。

あとは若い職員で作ったものを管理職が見ていただいて、その良し悪しを決めたり、補足したり、そうしながらできるのではないかとということで、我々管理職の中でもできれば自前で作りたいという意思はあったんですけども、それを我々の方から口を出してしまうと、若い職員が負担に感じ

るところもあったので、彼らの中からそうしたいというのがありましたので、我々もできるだけサポートしながら、作業部会に全部任せるのではなくて、その都度、我々の方も関与して積極的に作っていかうという意思確認ができたので、とりあえずは補正で減額しましょうと、その考え方は、新年度も同じでできるところまでやりたいと。

ただ、いろんなデータをまとめたり、100ページに及ぶ中で、特に職員の手を煩わせなくても図面を作ったり、いろんなところの写真を貼ったり、他の国のいろんなデータを持ってきて貼り付けたりという作業は職員でなくてもできますので、そういう部分でもし作業が多くなるんだったら、その部分だけでも委託をして補填していきたいなというのがありますけど、作業部会と我々の中で確認したのは、まずはできる分は自前でやっていかうということで補正を減額して新年度にも組んでないということです。どこまでできるかわかりませんが、作業部会も、我々管理職も自分たちで作れるものだと思っていますけど、実際、作り始めないとわからないことも出てくると思いますが、とりあえずはそういう形で職員の考え方もまとまりましたので、そうやっていきたいというふうに予算編成もしています。

それと先程の最後の質問の債務負担行為ですけれども、債務負担行為については、例えになりますけど、いま令和4年度です。令和5年早々に業務を発注したいというときに、4月1日を議決していただいても4月1日を超えないと、5年度の事務は進められません。特に契約事務とか、発注する事務は。それを4月1日からスムーズに走らせるために債務負担行為を組んで、いまの時期、令和4年度末の1月、2月、3月で新年度の業務を委託発注できるようにということで組んだのが債務負担行為です。

照屋議員からもありました浄水場の運転管理、給水装置の工事の検査、検針と調定の支援というのは一日の間もなく、毎日やらないといけないものですので、前年度に契約して新年度に走るというパターンでいきますので、これは数珠つなぎにつながりという形ですので、2～3年を単位に債務負担行為を組んでということにしています。

それがなぜ2～3年かと言うと、いろんな労務費とかも上がったりするので、あまり長く組みすぎると、先程の件のように上限、限度額の変更というのでもた起こってきますので、そうしてくると、また結構煩わしいことになってきますので、ある程度2～3年を単位にやっていくということです。

それと照屋議員からありました前年度末までの支払義務の見込みでゼロ債務と金額が載っている債務がありますが、例えば下から3行目の摩文仁浄水場運転管理業務、令和3年度までゼロですけど、4、5、6、3年で1億200万円組まれていますけど、3年度の予算で、3年度末に債務負担行為を起こして、3年度はゼロ債務です。出るのはない。4、5、6の3年で1億200万円という形になっています。

一方、上の方は令和2年から3年までで681万円、セキュリティーシステムでありましたというのは、この2年、3年で68万1,000円使いましたよということです。セキュリティーシステムは、

これもまた継続しますので、また引き続き4、5、6で102万4,000円使いますよという、そういう見方で見ていただければ理解しやすいかなと思います。私の方からは、以上です。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

私の方から2点目の空調機器についてのご説明をしたいと思います。先程、次長の方からも述べられましたように、庁舎のエアコンの稼働時期に令和元年度、2年度、3年度から故障がはじまって、そういったこともあって予算を計上したわけなんですけれども、その後は世界的な半導体不足で納品時期が見通せなかったり、あとは一番大事な執務室、サーバー室の空調も壊れたときがあったんですが、サーバーを庁外のデータセンターを経由するというクラウド化、そういう形に持っていたものですから、急いで空調環境を整備する必要がなくなったということが理由であります。

空調機器の固定資産の耐用年数が令和7年までであるため、庁舎の空調機器の更新時期を先延ばして耐用年数まで資産を維持したいと考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、順を追って再度質問しますが、まず4ページの水道ビジョン、非常にいまの答弁を聞いて職員の皆さんの熱意というか、非常に心強いなというふうに思うわけですが、一方で自前でやるということは非常にいいことですが、第三者の目が入らないということになりますので、そのあたりの視点に気をつけてほしいということと、あともう一個、この南部水道企業団も非常に限られた人数で運営しているわけですから、まずその実務がやはり大事だろうという理解です。

ですので、このビジョンを自ら作ることによって、さらに実務に活かすということも想定しているというふうに思いますので、期間とか、効率化とかは絶えず走ってみて、実務に沿うように取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に5ページの空調ですけれども、前回12月の補正でクラウド化の話がありましたので理解しました。一番はその実務に影響出ないように環境としてどうなのかというのが心配でしたので理解できましたので有難うございます。

最後10ページの債務負担行為ですけれども、説明聞いてみて理解はするところですけど、基本的な理解として契約時期を含めた問題であると、すべてが効率化という視点ではないというふうに読み取れます。

あと実際の新規事業とか、そういった読み取り方というふうに理解しますが、そういう考え方でいいかだけ、最後の10ページのところだけ、再度確認の答弁をお願いします。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

債務負担行為に関するご質問ですが、この調書の中に出てくるのは、常時、毎事業年度繰

り返し繰り返し出てくる業務もあります。

それと新しく業務を債務負担行為を組むということも出てきます。一旦債務負担行為を組むと、これが2～3年すると、例えば現議員、以前の議員で議決された債務負担行為がそのまま2カ年残ってくるということもあって、なかなか理解できないところもあったりすると思いますけど、この表は公営企業法の施行規則で決められた表なんですけど、下の方に例えばいつの議会で議決していただいたとか、どれが新規ですとか、そういうふうな注意書きを設けてよりわかりやすいような、理解していただきやすいような調書にしていきたいと思っています。

それとちょっと補足なんですけど、照屋議員から水道ビジョンの自前で作るというのは望ましいけれども、外部の目をとということがありましたが、新ビジョンは外部の有識者に評価していただくというシステムも組んでいまして、それは新年度予算に委員としての報酬も組んでいます。

それと理事会、議会にもそれぞれの段階でどこまでできました、どういう内容です。どういうものをいまないのを取り入れようとしていますとかという話は定例会の節目に報告していきたいと思っていますので、そこで外部の委員だけではなく、理事の貴重なご意見や議会の貴重なご意見を聞きながら、それをまとめていくというふうなことを考えています。以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。起立しない方は、反対とみなします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第1号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第4号)は、原案どおり可決されました。

日程第6. 議案第2号

令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算

○議長 神谷信夫君

日程第6. 議案第2号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算を上程するにあたり、経営方針を述べてから提案理由の説明を行います。

令和5年度南部水道企業団水道事業経営方針。

水道事業は、社会経済・産業活動と生活に必要不可欠なインフラ（社会基盤）の中でも最も基礎的なライフライン（公共公益設備）のひとつだといわれています。

水道事業の経営にあたっては、水道法第2条2で「その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。」という努力義務が規定されています。

企業団が供給する自己水については、企業局から受水する水と同じように、供給される水の備えるべき要件として水質基準に関する省令（水質基準51項目、水質管理目標設定27項目、対象農薬類対象リスト掲載115項目中地域の実情に応じて選定した40項目）で規定された水質検査を適正に実施することで需要者に届ける水の安全性を確保しています。

また、水の安定供給を持続するため、給水区域内の地理的要件、当該水道の形態等に応じた各施設の備えるべき施設基準の要件に適合した施設を建設・更新することに加え、給水を受ける者に対して常時給水しなければならないという常時給水義務を果たすため、水道施設（管路、弁栓、電気機械通信設備）を常に良好な状態に保ち、かつ、能率的な維持及び修繕を行うことで安定供給の維持に努めています。

このように、安全な水を安定的に需要者に供給するためには、水道法の規定をクリアするため多くの義務的経費が必要となります。

水道水を供給するための経費は、地方公営企業法第17条の2（経費負担の原則）で「地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において出資、長期の貸付け、負担金の支出その他方法により負担する。」と規定されたものを除き、「水道事業は経営に伴う料金収入をもってその経費に充てなければならない。」と規定されているように、自足的に事業を継続していくという独立採算制が基本原則とされています。

令和5年度予算においては、水道事業収益の89%を占める水道使用料の収入をもって水道水供給のための経費に充てる従来通りの基本的原則に従った予算編成としていますが、資源価格の高騰に伴う沖縄電力の電気料金の値上げだけではなく、水道工事資機材等の価格高騰などもあって例年に比べ非常に厳しいものとなっています。

このような状況であっても、これまで進めてきた水道ビジョンに掲げた4つの基本目標「安全でおいしい水の供給」、「災害に強い水道の確立」、「満足される住民サービスの確保」、「水道の運営基盤の改善と強化」という目標を着実に達成するため、職員と力を合わせて鋭意取り組んでま

います。

令和5年2月28日、南部水道企業団企業長 金城政光。

予算書の方をお願いします。1ページ、議案第2号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

予算は、次長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 次長。

○次長 玉城秀樹君

2ページをお開き下さい。私は、令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算についてご説明いたします。

(総則) 第1条 令和5年度南部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数は、前年比496戸増加の29,541戸を見込んでいます。

(2) 給水人口は、前年比658人増加の74,007人を見込んでいます。

(3) 年間総配水量は、前年比12万355m³増加の7,991,786m³を見込んでいます。

(4) 一日平均配水量は、前年比269m³増加の21,835m³を見込んでいます。

(5) 主要な建設改良事業は、ア 国庫補助事業(沖縄簡易水道等施設整備費)は、基幹管路耐震化更新事業を前年比9,900万円増額の2億4,400万円予定しています。

イ 送配水施設整備事業は、配水ブロック再編に基づく配水管整備事業及び消火栓設置工事を前年比5,141万円増額の1億1,941万円を予定しています。

次に(収益的収入及び支出) 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入において、第1款水道事業収益は、前年比970万6,000円増収の17億9,256万4,000円を見込んでおります。第1項営業収益は、前年比1,481万8,000円増収の16億7,117万1,000円を見込んでいます。

第2項営業外収益は、前年比511万2,000円減収の1億2,139万2,000円を見込んでいます。第3項特別利益は、前年度同様費目存置の1,000円を計上しております。

支出において、第1款水道事業費用は、前年比3,367万2,000円増額の16億7,206万7,000円を予定しております。第1項営業費用は、前年比1,100万3,000円増額の16億2,507万3,000円を予定しております。

第2項営業外費用は、前年比2,266万9,000円増額の4,199万3,000円を予定しております。第3項特別損失は、前年度同様費目存置1,000円を計上しております。第4項予備費は、こちらの方も前年度同様500万円を計上しております。

次の(資本的収入及び支出) 第4条とありますのは、補填財源説明でございます。下記の予算項

目を読み上げた後に説明いたします。

収入において、第1款資本的収入は前年比6,144万円増収の1億3,394万3,000円を見込んでおります。第1項企業債は、前年度同様費目存置の1,000円としております。第2項補助金は、前年比4,950万円増収の1億2,200万円を見込んでいます。第3項その他資本収入は、1,194万1,000円を見込んでいます。

なお、前年度は費目存置の1,000円としていました。第4項固定資産売却代金は、前年度同様費目存置の1,000円としています。

支出において、第1款資本的支出は、前年比1億3,205万9,000円増額の4億7,752万7,000円を予定しております。第1項建設改良費は、前年比1億4,154万6,000円増額の3億8,883万2,000円を予定しています。

第2項企業債償還金は、前年比948万7,000円減額の8,869万4,000円を予定しております。第3項その他資本的支出は、前年度同様費目存置の1,000円としております。以上のことから上記に戻りまして説明いたします。

(資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,358万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,211万6,000円、減災積立金8,869万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億3,277万4,000円で補てんするものとする。)としています。

3ページをお開き下さい。(債務負担行為) 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、電算機器等保守料。期間、令和5年度から令和9年度まで。限度額5,207万5,000円としています。

(予定支出の各項の経費の金額の流用) 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失としております。

次に(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費は、職員一人定年退職及び会計年度任用職員一人減などにより、前年比1,783万6,000円減額の2億118万2,000円を予定しています。(2) 交際費は、前年比4万2,000円減額の10万円を予定しております。

次に(たな卸資産購入限度額) 第8条 たな卸資産購入限度額は、前年比100万円増額の1,700万円を定めています。

令和5年2月28日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

以上、私からの説明は終わりますが、次のページからは予算に関する説明について経営課長の方から説明します。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方は、既にお手元にお配りしています令和5年度当初予算概要というこの資料を使って説明させていただきたいと思います。

まず、表紙を捲っていただいて1ページ、1. 令和5年度当初予算の概要、読み上げて説明に変えます。

企業団の給水区域においては、人口と給水世帯の増加が続いているものの、節水機器の普及や節水意識の高まりなどにより、1人1日平均配水量は、平成23年度の311ℓをピークに以後300ℓ/日未満で推移しています。施設強化の取り組みについては、災害に強い水道施設を構築するため耐用年数を過ぎた老朽施設の更新と基幹管路の耐震化を進めているところですが、多大な投資資金の確保が求められるなど、経営環境は厳しさを増しています。

水道事業収益・営業収益・水道使用料は、有収水量増加により、前年度比941万円(税抜)の増収を見込んでいます。その他営業収益では、新規の給水申請に伴う加入金の増収を見込んでいます。

収益的支出では、企業局へ支払う受水費、ポンプ施設等の動力費(料金値上げを含む)及び管路更新事業に伴う給水管切替工事を含む修繕費などで前年度比490万円の増を見込んでいます。

資本的収支では、国庫補助事業の基幹管路耐震化及び津嘉山北地区への管路拡張に2億4,400万円(税込)、送配水施設整備に1億1,941万円(税込)の自己財源を充てる計画となっております。

次に業務量、業務量を含め、本概要の表組みは令和4年度の当初予算と比較する形式で、グラフは過去の決算値から5年事業年度の趨勢がわかるように記載してございます。

業務量の給水戸数、給水人口、総配水量、有収水量については、すべて前年度から業務量が増加すると見込んでいます。

給水人口は、厚生労働省の事業認可を得た水需要予測で算出されたもので、令和7年度末の計画給水人口7万5,400人の目標として、それに至る令和5年度末の人口予測値となっております。給水人口は、令和4年度末7万3,349人から7年度末の7万5,400名まであと2,051人で到達します。

令和5年度から令和7年度までの3事業年度で年平均683人増加すると、7万5,400人に到達する見込みとなっております。

計画給水人口が超過する見込みとなった時点で、改めて厚生労働省の事業変更認可を申請しなければならないということになります。

ちなみに、過去5年の年平均増加数は849人です。この849人で推移しますと、令和6年度中に計画給水人口を超過する可能性もあります。

下の表は、人口と配水量の相関を視覚的に捉えられるように作成したものです。人口は、ほぼ右肩上がりの直線となっていることがおわかりいただけだと思います。

一方、配水量は、令和元年度から2年度にかけて高い伸び率を示していますが、これはコロナ禍

の外出自粛の影響もあって、一般家庭の使用量が増加した想定外の結果によるものです。

次のページをお願いします。3. 収益的収支及び資本的収支を比較した表です。上段の収益的収入の給水収益は、水道使用料で税抜941万1,000円の増額を見込んでいます。

その他営業収益は、給水区域内に設置された消火栓の維持管理を消防組合から収入するものと、両町の下水道料金徴収時の受託料、新規の給水申請に伴う加入金の収入を見込んだ額の合計となっております。

営業収益以外の収益は、現金の収入を伴わない長期前受金戻入によるものです。

収益的支出のうち、人件費の減少は定年退職者1名の補充採用を見合わせた結果によるものです。なお、人件費の給与明細は職員20名の給与と、会計年度任用職員2名分の報酬及び各種手当、沖縄県共済組合負担金や公務災害負担金、沖縄県市町村互助会負担金、沖縄県総合事務組合負担金の法定福利費によるものです。

動力費は、沖縄電力から提出された料金改定後のシミュレーションで算出がされた額を計上したものです。

なお、今後、国や県において電気事業者に対する何らかの補助がされることを期待しております。

減価償却費、資産減耗費は、現金支出を伴わない費用となります。

支払利息は、企業債残高に係る利息で償還計画どおりに元金を償還しておりますので、今後も利息の支払い額は減少していくことになります。

資本的収入の企業債の借入はありません。その他資本収入は、消火栓設置工事を負担する各消防組合から収入するものです。

資本的支出の建設改良費は、固定資産となる水道施設と、電気・機械、通信設備等の新設移設更新に係る工事費です。

企業債の償還は元金償還の額となっております。

資本的収支の差額3億4,358万4,000円は、公営企業内部に留保した自己資金を補てん財源として充てる額になります。

次のページをお願いします。4. 主な事業、(1)国庫補助事業、国庫補助事業は事業費の基本額の2分の1を補助金、残り2分の1に自己資金を充てます。

①基幹管路耐震化工事を3地区予定しております。②管路拡張工事は、津嘉山北地区区画整理地内を南風原町区画整理事業、下水道事業と調整を図り、耐震性を有する配水管を布設拡張する工事です。

(2)単独事業、①管路更新は、国庫補助事業対象外の耐用年数を過ぎた経年管を耐震性を有する配水管に更新する工事で4地区を予定しております。②消火栓設置工事は、消防組合が費用を負担するもので、南風原町内で5基、八重瀬町内で6基を国庫補助事業や単独事業とセットで施工するものと、消火栓設置工事単独で発注するものがあります。

③管理用水量器室築造工事2基は、各地域の配水量を把握することで漏水の早期発見を行うため

の工事となります。

次のページをお願いします。水道週間は、全国一斉に行われるイベントです。企業団では小学校4年生の授業で学ぶ水道について、より理解を深めてもらうことに繋がればという考えで水道施設を親子で見学するバスツアーを計画しております。

また、小中学生を対象とした書道作品を募集し、表彰する予定です。

(4) 新技術の活用、新技術の活用は、令和3年度にスマートフォン決済を導入した次の需要者サービスの展開として、それぞれの方々の自分の使用水量や料金についての情報が見ることができるアプリを導入してほしいという需要者の求めに応じて調定システムのクラウド化とセットで導入するものです。

次のページをお願いします。5. 財政状況等、(1) 収益、費用の推移です。令和3年度がコロナ禍でイレギュラーしていますが、5年スパンで見ると、ほぼ傾向線と乖離していないことがわかれると思います。

収益は、人口増加による増収の要因と、節水機器の普及、節水意識の高まりによる減収の要因が関連してきます。

今後、給水区域内における宿泊や娯楽、商用施設や観光などのインバウンドの水需要の増加が見込めない状況においては、今後もこれまでのように収益の伸びを期待することはできないというふうに考えております。

費用については金融機関による料金収納手数料の値上げによる費用の膨らみを業務改善等で吸収できるように努めてまいりたいと考えております。

(2) 建設改良は、令和5年度以降、令和11年度までの間、年平均3億8,000万円で推移する計画となっております。

次のページをお願いします。6. 経営指標、総収支比率は、100%を超えていることで黒字であることを示しております。今後も105%を維持できるというふうに予測しております。

急ぎの説明となってしまいましたが、私からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、順を追って質問したいと思います。まず、予算書の方からお願いします。予算書の8ページ、真ん中の会計任用職員2名減になっていますけれども、この辺りは何か補助事業とか、業務の終了なのか、その内容について教えていただきたいと思います。

次に、同じく予算書の後ろの方の22ページです。これの重要な会計方針の中の2ですけれども、ここに有形固定資産が出てきますけれども、この資産の状況というのはどこで表されるのか。例え

ば、市町村だと決算とかで最後に資産目録とか、そういったのがあるわけですが、具体的に知りたいのは管路です。大きな資産の中で、やはり今後心配されるのは、管路の更新とか、新設とか、そういったところが心配ですので、これについて別に今日示せということではなくて、どこを確認すれば、そういった状況が総延長とか、そういったのが読み取れるのか教えていただきたいと思います。

次に、予算概要の方です。非常に理解しやすい内容で有難いなと思いますけれども、その中でもちょっと不慣れですので確認をしたいんですが、3枚目の収益的収支及び資本的収支の中の説明ありましたが、人件費です。1名補充をしないということなんですけれども、21名から20名というのは、限られた人数で、この辺り業務は大丈夫なのかなと、採用予定とか、そういったのも踏まえて状況を少し確認したいと思います。

職員定数等、また、実際の人数についても補足で説明をお願いしたいと思います。

それと同じくこの表の中の収益的支出の中の資産減耗費、先程説明で現金を伴わないということでしたけれども、この辺り減価償却との違いとか、その辺りを補足で教えていただきたいというふうに思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

私の方からは、1点目の会計年度任用職員についてお答えしたいと思います。令和4年度につきましては、3名のパートタイムの会計年度任用職員がおりました。お二人は、総務課の方、お一人は経営課の方で配属していたわけですが、2名減というのは、令和5年度については会計年度任用職員ではなくて、シルバーサービスの方と委託契約をして、掃除だったりというのをさせていただきたいなということで、それも予算の縮減に繋がるものですから、今後はそういったこともあって、令和5年度は1名の継続ということにしております。以上です。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方からは、現金を伴わない支出ということで、減価償却費と資産減耗費について説明します。

固定資産は、車に例えると、車を新車で100万円で買いました。車の耐用年数は5年です。毎年5年で投資した100万円を回収しますので、簡単に言うと毎年20万円ずつこの車の価値が下がります。現金の支出は伴わないけど、車の資産価値が減少する20万円を減価償却費に組み込みますということなんです。

資産減耗費は、水道管が埋まっていますけど、水道管はどんなに古くなろうと減価償却を終わっても資産価値が5%と残りますので、それを新しい管を替えた後に撤去して捨てますので、この残りの分を支出を見込んでないものとするということで、基本的な考え方は投資した固定資産をその耐用年数に応じて支出に予算を組んで毎年それを回収していくと、これが次の投資の原資になるという、そういう形の一般会計とは違う公営企業の仕組みの会計になります。以上です。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

決算の統計年報の44ページの方に固定資産明細書というのがあります。いまお手元にはお配りしていませんので、あとでご覧いただきたいと思えますけれども、その中に土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具及び備品ということで、固定資産の種別ごとにまとめてあります。水道管は構築物になりますので、そこで何年に布設した口径何ミリの管が何メートルあるというのは、もちろん事業計画の中で抽出してございますので、どれぐらい古いものがどれだけ残っているか、どれだけ新しいものに替えられているかというのは、その一覧表、集計表を見ていただければご理解いただけるかなと思います。いま手元に持ってないので、後日提出したいと思えます。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

8ページの会計年度任用職員については理解をいたしました。22ページの構築物、そして先程の概要説明の中の資産減耗費についても管ということですので理解はしましたけれども、その考え方でいくと、別にこれも今日示せということではないんですけれども、考え方として、南部水道企業団が保有する構築物を含む財産というのは、この資産減耗も含めると、金額的な価値がわかるわけですから、それでいくと、トータル総延長とプラスの価値の部分で資産は計算すれば出てくると、そういう理解でよろしいですか。

なかなか管路とか埋まっているものですから、見て数字にはなかなかされにくいのかなというのがあって、その価値とか、その財産については金額的に算出できるということの考え方でよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

説明が足りずすみませんでした。固定資産明細書の中には、決算で年度末の残高を集計してございます。ちなみに構築物は52億1,890万8,456円ということになっています。どこにどういう部分というのは、さらにまた図面を見ないとわからないんですけれども、合計の金額があったということです。

○議長 神谷信夫君

他に質疑ありませんか。3番 西銘多紀子議員。

○3番 西銘多紀子君

有難うございます。ちょっと確認したいのが、令和5年度当初予算概要の中の(4)新技術の活用のところのスマートフォンから過去の使用水量や料金の閲覧などができるほか、断水や未納の通知ができるアプリの導入をしますということが予算の中でどこに入っているのかを確認したいんですが、お願いします。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

これ通信も使いますので、27ページの総係費の通信運搬費にそのアプリで通信していただく費用を計上しております。

それと30ページの営業設備費の中で、このアプリを動かすソフトと言うんですか、その機能をもった機械装置ということで、これにも組み込まれて、両方にまたがるような形になっています。以上です。

○議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。

○3番 西銘多紀子君

いままでが銀行引き落としとかだと思うので、スマホ決済した場合にどうなるのとか、そういったことも含めて比較材料になるといいかなと思いました。有難うございます。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（11時39分）

再開（11時39分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

先程、抜けておりましたので申し訳ございません。職員の減についてでございますけれども、令和2年の経営戦略の中で、当面の間は2減に対して1増をする。水道事業自体、大変厳しい状況にいまからいくわけですので、効率化を図りながら人員は2減に対して1増という方針を決めてございます。それに基づいて、来年度は1名減という方向で考えています。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（11時40分）

再開（11時40分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 他に質疑はありませんか。1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

今後、給水量が伸びる傾向にありますけれども、これに対処するにはいま企業水をどんどん増やすという考えなのか。それとも浄水場をもっと増強するのか。その辺をお願いいたします。

○議長 神谷信夫君 次長。

○次長 玉城秀樹君

いま給水人口の増と総配水量の増の件ですよ。その対応としては、企業水から補う予定でござ

います。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

確かにおいしい水をどんどん増やすという考えであるわけですが、いま摩文仁の浄水場は結構空いていまして、そこは徐々に増やしていく考えは全然ないんですか、もう一度それをお聞きしたいと思います。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

いま神谷議員から質問あった摩文仁浄水場の水を増やす計画はないのかということで、現時点では、いま日量2,500トンを送水しています。これをこれから給水量が増えたとしても2,500トンの総水量で今後も進めていくという形で考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は、起立をお願いします。起立しない方は反対とみなします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第2号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算は、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和5年第1回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号2番）上原 勝彦

署名議員（議席番号3番）西銘 多紀子